低入札価格調查要綱実施要領

(平成18年12月28日管理者決裁)

低入札価格調査要綱(平成18年12月28日管理者決裁。以下「要綱」という。)第14条の規定に基づき、要綱の実施要領を次のとおり定める。

第1 要綱第6条第1項に規程する管理者が指定する日は、入札より原則として7日以内と する。

第2 (資料)

- 1 要綱第6条第1項に規定する資料は、次のとおりとする。
- (1) 当該価格で入札した理由(様式1)
- (2) 入札金額の積算内訳(様式2、様式3-1)
- (3) 手持工事の状況 (様式4-1、様式5-1)
- (4) 契約対象工事箇所と入札者の事務所、倉庫等との関連(様式6)
- (5) 手持資材の状況(様式7)
- (6) 資材購入先及び購入先と入札者との関係(様式8)
- (7) 手持機械の状況 (様式9-1)
- (8) 労務者の具体的供給見通し(様式10、様式11)
- (9) 過去に施工した公共工事名及び発注者(様式12)
- (10) 建設副産物の搬出地 (様式13)
- (11) 第1次下請負契約予定者名及びその契約予定金額(様式14-1)
- (12) 様式中で指定する積算書(内訳書)及び下請け又は資材購入の見積書等(任意様式)
- (13) 直近2か年の営業年度分の決算書(任意様式)
- (14) 前2号に掲げるもののほか、当該入札案件において下請け契約を締結する予定である場合は、当該下請けに使用している契約書(注文書・請書)等の書式一式(任意様式)
- 2 要綱第6条の2第2項に規定する資料は、次のとおりとする。
- (1) 入札金額の積算内訳(様式3-2、様式3-3、様式3-4)
- (2) 品質確保体制(様式3-5、様式3-6、様式3-7)
- (3) 安全衛生管理体制(様式3-8、様式3-9、様式3-10、様式3-11)
- (4) 配置予定技術者名簿(様式3-12)
- (5) 手持ち工事の状況 (様式4-2、様式5-2)
- (6) 機械リース元一覧 (様式9-2)
- (7) 下請予定業者、資材納入業者及び機械リース業者名並びに当該下請予定業者が担当工事 において使用する予定の機械経費等区分別の金額内訳(様式14-2)
- 3 要綱第6条第3項に規定する低価格調査表は、様式15とする。

- 4 要綱第8条第1項に規定する低入札価格調査結果表は、様式16とする。
- 5 要綱第12条第1項第2号に規定する工事費内訳調査票は、様式17~21とする。
- 第3 要綱第6条の2の規定に基づいて行う特別重点調査において提出する資料のうち、第2 の1及び2の規定により様式が指定されているものについては、様式中の記入方法等にかかわらず、別紙の作成要領に従い作成するものとする。

附則

(実施期日)

1 この要領は平成19年1月1日から実施する。

附 則(平成19年8月14日改正)

(実施期日)

1 この改正は、平成19年8月15日から実施する。

(経過措置)

2 改正後の低入札価格調査要綱実施要領は、平成19年8月17日以後に発注手続に着手する契約について適用し、同日前に発注手続に着手したものについては、なお従前の例による。

附 則(平成20年3月1日改正改正)

(実施期日)

1 この改正は、平成20年3月1日から実施する。

(経過措置)

2 改正後の低入札価格調査要綱実施要領は、平成20年3月1日以後に発注手続に着手する契約 について適用し、同日前に発注手続に着手したものについては、なお従前の例による。